

平成26年2月14日

## お 知 ら せ

件 名	維持管理工事に伴う廃棄物に関する事務処理の徹底について
-----	-----------------------------

### お知らせ内容

北海道開発局では、別紙のとおり、維持管理工事に伴う廃棄物の排出事業者の取り扱いについて、「工事を伴わない清掃作業」においては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の事業者欄に、本来発注者名（開発建設部名もしくは事務所名）を記載するところ、通常の建設工事と同様に元請業者名を記載し、事務処理していたことがわかりました。

全開発建設部の取り扱いについても調査したところ、同様の事案が確認されたことから、再発防止に向けた取組に着手しましたので、併せてお知らせします。

なお、今回の事案は生活環境の保全上の問題はなく、産業廃棄物処理施設にて適切に処理されていることを申し添えます。

	所 属	役 職 名	氏 名	電 話 番 号
問 合 せ 先	北海道開発局 技術管理課	課長補佐	なぎの 榎野 浩	709-2311 内線5653
	北海道開発局 河川管理課	低潮線保全官	工藤 宏幸	709-2311 内線5323
	北海道開発局 道路維持課	課長補佐	村上 昌仁	709-2311 内線5383

## 1. 内容

北海道開発局では、維持管理工事を発注する際、「清掃作業以外の修繕工事等」（以下、建設工事）と「工事を伴わない清掃作業」（以下、清掃作業）を同じ工事で発注している場合が一般的です。

今回、網走開発建設部北見河川事務所管内の維持管理工事で、「工事を伴わない清掃作業」で発生した産業廃棄物の処理において、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の排出事業者欄に、本来発注者名（開発建設部名もしくは事務所名）を記載するところ、通常の建設工事と同様に元請業者名を記載し、事務処理していたことがわかりました。

通常、産業廃棄物の処理は事業活動を行った排出事業者が自ら適正に処理することとなっており、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、排出事業者は受託者に対して産業廃棄物の種類や数量を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付することとなっています。

ただし、建設工事に伴い生じる産業廃棄物の処理に関しては、直接工事を請け負った建設業を営むものを排出事業者とする例外があります。

当該工事の事案は、維持管理工事の主たる部分が建設工事であり、清掃作業がごく僅かであったため、建設工事の規定を適用し、排出事業者を「元請業者」としたことが原因です。

これを受け、網走開発建設部では網走管内の廃棄物行政を所管するオホーツク総合振興局に対して、速やかに事実関係を説明しております。

また、北海道開発局として全道調査したところ、今年度の工事における同様の事案が、河川部門で43件中25件、道路部門で147件中30件ありました。これに伴い、清掃作業で発生した廃棄物の処理に収集運搬業の許可が別途必要になる工事が河川部門で10件、道路部門で13件ありました。

なお、今回の事案は生活環境の保全上の問題はなく、産業廃棄物処理施設にて適切に処理されていることを申し添えます。

## 2. 再発防止策

当面の対応として各開発建設部に対し、清掃作業で発生した産業廃棄物の処理については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の排出事業者欄へ発注者（管理者）を記載するよう周知するとともに、請負者が収集運搬業の許可を有しない場合においては、別途、収集運搬業の許可を有する者により運搬処理するよう指導しました。

北海道開発局では、当面の対応に引き続き、各種会議等での周知や工事特記仕様書への記載方法見直し及び注意点を追記するなどの措置を講じ、関係する職員ならびに清掃作業を請け負う元請業者への周知を徹底し、再発防止に努めてまいります。

(参考)

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(産業廃棄物管理票)

第十二条の三 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。第十二条の五第一項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。

(建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外)

第二十一条の三 土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）が数次の請負によつて行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律（第三条第二項及び第三項、第四条第四項、第六条の三第二項及び第三項、第十三条の十二、第十三条の十三、第十三条の十五並びに第十五条の七を除く。）の規定の適用については、当該建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者から直接建設工事を請け負つた建設業（建設工事を請け負う営業（その請け負つた建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。以下同じ。）を営む者（以下「元請業者」という。）を事業者とする。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）（抄）

(平成23年2月4日)

第十六 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任を明確化するための措置

1 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理の責任

法第21条の3第1項が適用される「建設工事」とは、土木建築に関する工事であつて、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築、又は除去を含む概念であり、解体工事も含まれること。